

第8回定例委員会会議録

- 委員長) 日程第1 開会宣言
- 委員長) 日程第2 会議成立の宣言
- 委員長) 日程第3 会議録署名委員の指名(木村委員)
- 委員長) それでは、日程第4の審議に入ります。

報告第4号「芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

教職員課長) <議案資料に基づき概略説明>

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

小石委員) これは、状況によって毎年募集をしていくということですね。

教職員課長) 今現在も50歳以上は毎年しています。ただ、それはあくまでもその年度の職員構成によります。

管理部長) これまでもやっておりますが、これまでは応募があれば慰留には努めますけれども、極端な話、何人出てきても慰留に努めても結局お辞めになるということでしたら、そのまま認めることとなります。今回の場合は人数や範囲を限定しますので、人数がここまで来たら、募集は終わりというような、応募が15あったけれども12限定というような形になります。

職員構成が、国の場合はきれいなピラミッド型になっていきますけれども、これはなぜそういう形になっているかと言いますと、これまでから肩たたき、天下り、そういったことをしていましたので一定年齢以上は自然に辞めていくという形になって

いました。しかし、この天下りや就職斡旋など、これらをしな
いということになりましたので、高齢職員が国においてもかな
り滞留してくるという状況が出ておりますので、そういった中
で早期退職にインセンティブを設けまして促すという意図があ
るということになります。それを地方公共団体に対しても同様
の形をとるようになるとなってくると思いますし、もともと退職手
当制度そのものについて国に準じて行っていますので、本市に
おいても同様な形をとるということになります。

既に先行して本市独自の勧奨退職制度はもちろん実施してお
りますので、既にこちらに応募をしている者も現在おります。
その者につきましては、新しい制度が11月1日で施行されま
すけれども、既に応募している分の制度で退職したいというこ
とであれば、それは現行の制度で早期退職の手だてをすること
になります。逆に新しい制度のほうがいいということに
なれば、一旦応募している現行の制度のほうは取り下げて新し
い制度で応募するということになります。

教 育 長) どちらが有利なのでしょう。

教 職 員 課 長) 現行制度ですと再雇用というのが2年に限りありますが、
これはございませんので、そのあたりの判断になります。

管 理 部 長) 管理職のみ再雇用嘱託で雇用されることができるとい
うものです。

委 員 長) 管理職であっても、新しい制度だとそれがないとい
うことです。

管 理 部 長) はい。なくなります。

木 村 委 員) 一定の枠を柔軟には設定できるようにしているけれども、

辞めてほしくない人がどうしてもその枠から申し込みがあった場合に、辞める日の繰り上げとか繰り下げである程度は調整はできるけれども、でも、本人が辞めたいと言っているのならどうしようもないということですね。やはり、運用には大分気をつけないと、本当に困る人が辞めてしまったということになってきますね。

小 石 委 員) 企業の場合はそういうことがよく起こっていますね。

管 理 部 長) そうですね。えてして優秀な方がお辞めになるということもありますね。

小 石 委 員) いわゆる一般の事務行政職の方と教育職の方の年齢構成というのは、同じ形になっているのですか、それとも少し年齢構成は違うのでしょうか。

教 職 員 課 長) 例えば、この制度の対象になる幼稚園の今の年齢構成で言いますと、20代の先生が14%、30代が32%、40代が28%、50代が26%、となっています。市長部局のほうでは20代が27%、30代が21%、数字が細かいですけど、幼稚園の先生のほうが少し20代の割合が少ない状況にはなっております。ただ、この制度を駆使してどうこうしないといけないという年齢構成ではないとは考えております。

委 員 長) 他に質疑はございませんか。

ないようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第4号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

次に、報告第5号「平成25年度教育費補正予算について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長） 説明が終わりました。質疑はございませんか。

これは一般会計補正予算25年度となっておりますけれども、今年度はこの額を全部補正するということは、5年間通した額を確保するということですよ。少しそのあたりがわからないのですが。

生涯学習課長） 一応5年間の金額を補正します。ただ、25年度の補正予算ということにはなっていますが、25年度予算の中に出てくるということではありません。予算・決算で、例えば25年度の中にこの額が上がってくるということではありません。

委員長） ではないのですね。

木村委員） これは、単なる5年間の枠設定だけということですね。

生涯学習課長） はい、そうです。

木村委員） 上限枠を設定するだけで、実際の数値は毎年毎年予算・決算で出てくるわけですね。

生涯学習課長） そうです。決まった段階で現年度化して、その年には出てきます、予算と決算という形では最終的になります。

木村委員） 平成25年度一般会計補正予算といたら25年度のものかと思いましたが、そうではないのですね。

生涯学習課長） そうです。今年度はその手続をするということでこのような名称になるということです。

委員長） そうすると、前回の教育委員会で、例えば美博の指定管理

業者が小学館集英社プロダクションの共同体になりましたけれども、そこが提案した額の合計額が今この額になっているということですね。

生涯学習課長) はい、そうです。

委員長) では、それを超えないところで、これから協議の上、年度ごとの指定管理を決めていくということですね。

生涯学習課長) 年度ごとを決めて実施する、そういうことになります。

浅井委員) これは5年間なので、その1年分掛ける5というような方法ではないわけですね。

生涯学習課長) はい。指定管理者の候補者が上げてきております金額ですが、ならした額ではございませんでした。というのも、その中には消費税も含まれた額になっておりまして、消費税はまだはっきり決まっておられませんけれども、上げるという方針でございますので、こちらが指示しましたのは、26年度については8%、それ以降については10%で積算してくださいということにしております。その時点でも違いますし、そのほかにも各者、例えば人件費と言いますか、そういうものの多少ベースアップみたいなことを見込んで考えてられるところもありますし、その他の条件とかも年度ごとによって変わってくるというようなことで予想をされておまして、若干の変動はあるというような額の合計になっております。

委員長) 他に質疑はございませんか。

ないようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第5号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

次に、報告第6号「平成25年度「秋の公民館講座」等の開催について」を議題とします。提案説明を求めます。

公民館長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長） 説明が終わりました。質疑はございませんか。

アカデミックなものから楽しそうな内容など、いろいろ取り入れて講座をつくっていただいています。何か質疑がありましたらお願いいたします。

木村委員） 定員に対する受講率というか、どれぐらいの方が来られているのか、大体の人数の感じはどうでしょうか。割と定員いっぱい来られているのか、大分閑散としているようなものがあるのかという点についてはいかがでしょうか。

公民館長） 芦屋病院公開講座、これにつきましては定員に比べて受講者数は大分少ない、半分以下でしたけれども、その他につきましては定員を超えた応募がありました。

木村委員） ほぼ全部そういった感じですか。

事前にどのようなものかと思ってインターネットから芦屋のサイトを見てみたら、申し込みを具体的にどうしたらいいのかというのが非常にわかりづらかったものですから。

例えば、はがきで送れと書いてあるけれども、そのページにはどの住所に送ったらいいのかわからない、住所の記載がないとかですね。それから、中には住所・氏名・電話番号を御記入の上、電話で申し込みとか、そういうような非常に利用者とし

では申し込みが少ししづらいような感じなので、受講率が低ければそれを見直していただけたらいいかなとも思ったのですが、低くなくても、そこはチェックしておいていただきたいと思います。

委員 長) ほかはいかがでしょうか。

浅井 委員) 昨年の4月から河内厚郎事務所に業務など委託されているということですが、そうしたら公民館の運営審議会があると思いますが、その審議会の役割としてはどういうことになるのでしょうか。

公民館 長) 公民館事業につきましては、大体7つの事業を実施しています。委託の部分もありますし、直営のところもあります。公民館運営審議会につきましては、主に委託の事業、直営の事業の管理について御審査いただくということになります。

浅井 委員) 直営というのは、この中ではどれにあたるのでしょうか。

公民館 長) 今説明しましたのは、公民館講座についての説明でございますので、これについては全て委託でございます。それとは別に、例えば直営の部分につきましては、公民館図書室の運営については直営でございます。

浅井 委員) では、ここに今書かれている秋の講座は審議会の審議のもとに河内厚郎事務所が企画して運営しているということですか。

公民館 長) 前回の8月22日も含めてですけれども、公民館側からこういう事業を実施したいという提案をさせていただいて、公民館運営審議会でご意見をいただきます。提案した分についてはなかなか御意見をいただいてもその場で修正はきかないのですが、今回でしたら、秋の公民館講座について提案して、

御意見をいただいて、その次の冬か春のタイミングでその意見を含めた形で修正していくということになります。

浅井委員) 　少し時間のずれはあるということですね。

　　24年の4月以前と比べたらどうでしょうか。受講者の数という点ではいかがでしょうか。

公民館長) 　受講者総数につきましては、講座の数が少し減ってますので受講者数は減っております。ただ、直営時代とそう変わらない講座も多いですから、講座一つ一つにつきましては講師が同じですので、それほどには増えもしないし減りもしていません。講座全体の数が直営時代に比べて少し減っておりますので、公民館講座全体の受講者数としては減っておりますということでございます。

委員長) 　ほか、いかがでしょうか。

浅井委員) 　重ねて基本的なことをお尋ねしますが、この公民館の事業ということと市民センター、ルナ・ホールの事業ということはどのような違いがあるというか、どちらも教育委員会の所管ですよ。それでその役割の違いということを少しわかりやすく教えていただけたらと思います。

公民館長) 　市民センターというのは市長が設置している施設でございます、それを教育委員会が事務委任を受けている形でございます。公民館につきましては、教育基本法上に設置が規定されているものですので、本来、教育委員会がやらなければいけない事業でございます。事業の中身につきましては、そう大きな役割の違いはありません。

浅井委員) 　はい、似通っているわけですね。

公民館長) あえて言えば、ルナ・ホール事業につきましてはルナ・ホールというホール、施設を使った比較的大規模な事業だということだと思います。

浅井委員) では、大きく言えば、市の主催か、教育委員会の主催かということになりますか。

公民館長) 一般的には芦屋市・芦屋市教育委員会主催という形にしております。両方の主催にしていますので、区別はつかないのです。

浅井委員) そうなのですね、はい。

委員長) ほかはいかがでしょうか。

先ほど木村委員もおっしゃいましたけれど、その申込方法ですが、はがきで申し込みする分が結構あると思いますが、今後の見通しとしてインターネットを使って応募するなど、考えておられるのでしょうか。

公民館長) 少し話がずれてしまいますが、はがきで申し込みをする分というのは、NHKが関係しているものがはがきになっています。これはNHKが往復はがきと言っているものですから、NHK公開セミナーについてははがきです。それ以外の分につきましては手紙と言いますか、あとファクスで申し込みしていただく。メールで申し込みしたいというのは、実のところ講座受講者からは余り聞いていない状態です。

委員長) やはりこういう流れですからメール、インターネットを介して申し込みができると利便性が高まると思います。初期は大変かもしれませんが、処理が楽になると思います。まだその辺は考えておられないということですか。

木村委員) 　例えば9ページの参加申込書がついていたら申し込もうかという気持ちになるけれども、何もなくてファクスで名前と住所を書いて送れと言われたら、どうやったらいいのかなというように戸惑ってしまいます。例えば紙ベースで配るときに申込書のひな形みたいなものがついていたらありがたいと思うし、非常に申し込みやすくなりますね。インターネットのサイトの場合もやはり同じで、例えば申込書をファクスするときには、ファクスの申込書のひな形をつけてプリントして書き込んだら申し込めるとかですね。又は、申込書のフォームをつくっておいて、そのまま入力したら申し込みができるとか。そのように利用者側からアクセスが非常に容易な形にさせていただくかと思えます。今は、受講者が割とたくさん来られているからそこまで気を遣う必要がないという感じなのかもしれませんが、やはり市民サービスですから、少し気がきかないなと思ってしまいますよね。その点は少し勉強していただいたらいいかと思えます。

　ただ、メールでの申し込みというと、どこまで広げるかというのは、いたずらで申し込むような人が増えてきたらやはり困るというのはあると思いますから、場合によっては電話やファクス等、どの媒体でやるのかは、その都度の判断でいいとは思いますが。

社会教育部長) 　同じように並んでいても、書き方がないと順番に書いてきますけれど、一から自分で書こうとすると、タイトルが抜けていたり、何か重要なことが抜ける可能性も出てきます。ですから、このままファクスで送ることができれば間違いなくこれ

で申し込みができるということになりますね。もう少し工夫が必要かと思えます。

委員長) よろしいでしょうか。では、今後はその辺を少し検討していただきたいと思えます。

浅井委員) そうですね。電話の申し込みもかなりあるのでしょうか。

公民館長) 間違いを防ぐためにも、できたら書き物でしていただいたほうが、こちらとしてはありがたいです。

浅井委員) そうですか。でも、電話でもいいわけですよ、書いていますものね。多分火曜日はお休みですが、それは大丈夫ですか。

公民館長) はい、火曜日は休館日です。

浅井委員) 休館で火曜日は休みということは明記されていますか。やはり週1回の休みとなったら、せっかくかけてみたけれどもつながらないということも割にありますので、そのあたりも明記していただいたほうがいいのではないかと思います。

委員長) そのあたりについてもお考えいただくということでお願いしたいと思います。

他に質疑はございませんか。

ないようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第6号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委員長) 日程第5 閉会宣言